

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格取得日を昭和49年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月22日から同年4月1日まで

私は、昭和49年2月22日に、A株式会社B支店から同社C事務所に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

継続して勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言、A株式会社が保管する労働者名簿及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年2月22日に同社B支店から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A株式会社C事務所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったものの、当時の同社同事務所の経理担当者の供述、及び同社同事務所において勤務していた同僚の厚生年金保険の資格記録から、同社同事務所に勤務していた者については、同社本社において厚生年金保険の資格を取得させていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では納付していた旨回答しているが、

これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月29日から42年4月1日まで
② 昭和42年12月1日から43年3月31日まで
③ 昭和43年11月11日から44年3月28日まで
④ 昭和44年11月10日から45年3月29日まで
⑤ 昭和45年11月9日から46年3月28日まで
⑥ 昭和46年10月25日から47年4月23日まで
⑦ 昭和47年10月20日から57年7月31日まで

申立期間①については、A株式会社B工場に、申立期間②から⑥までの期間については、同社C工場に、冬期間の出稼ぎ労働者として勤務した。また、申立期間⑦については、同社C工場に、通年の出稼ぎ労働者として勤務した。

申立期間において、会社から交付された健康保険証を使用して地元の病院に通院した記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①についてはA株式会社に、申立期間②から⑦までの期間については同社C工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社及び同社の当時の社員は、「季節工や出稼ぎ労働者は雇用保険のみに加入させ、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と回答しているところ、同社が保管する申立期間②から④までの期間、申立期間⑥及び⑦に係る異動帳（退社台帳）によると、申立人は、季節工と記載されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間④から⑥までの期間について、一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚は、A株式会社における当該期間の雇用保険の記録は確認できるものの、厚生年金保険の記録は無く、同人は、「厚生年金保険には加入していなかった。国民年金と国民健康保険に加入していた。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間①から⑦までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付又は申請免除されていることが確認できる。

加えて、申立人は、「A株式会社から交付された健康保険証を使用したことがあるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張している一方、「当該健康保険証については、出稼ぎ期間が終了しても会社に返納したことはなく、帰郷後も継続して使用していた。」と述べていることから、会社から交付された健康保険証であったとは考え難い。

このほか、A株式会社及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間①から⑦までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。